

# 空き家の現地調査を行います

問い合わせ 市都市管理課 ☎62・5036



建築物の所有者や管理者は、その建築物の敷地・構造および建築設備を常時適正な状態に維持することが、建築基準法第8条で定められています。また、市では「福津市空家等の適正管理に関する条例」に基づき適正な管理をお願いしています。

しかしながら、適正に管理されないことによって地域住民の皆さんが困惑している空き家も増加してきています。このため、市では令和3年度に空き家の実態調査を行い、所有者や管理者へ管理指導を行うことで、空き家の利活用を進めていく予定です。これに伴い、調査員が市内全域で空き家の現地調査を行います。なお、調査員による空き家の現地調査は、敷地内には入らず道路上から行い、調査員は写真入りの調査員証を携行します。

第号	福津市空家現地調査員証
写真	委託先 福津市シルバー人材センター 氏名 昭和 年 月 日生 令和3年 月 日発行 福津市長 原崎 智仁 (都市管理課開発建築係)

▲調査員証（見本）

## 現地調査の流れ

### 現地調査

- ・委託先：福津市シルバー人材センター
- ・市内にある戸建て住宅（店舗併用住宅を含む）全軒を道路上から目視で確認し、空き家と思われるものについては項目調査・写真撮影を行い、集計します。

### 意向調査

- ・現地調査の集計情報と所有者情報などから空き家と思われる建物などの所有者や管理者を絞り込み、将来に関する意向を確認するアンケートを発送・集計し、データ分析を行います。

### 空き家の利活用推進

- ・今後の市の施策検討の基礎資料とします。
- ・空き家バンクなど、市の施策を建物などの所有者や管理者にご案内し、空き家の利活用を進めていきます。